

社食や飲食店と連携した地産地消推進事業に係る業務委託仕様書

1 委託業務の目的

社食を運営する給食事業者やふくおか地産地消応援の店と連携して、ワンヘルス認証農林水産物（※）などの県産農林水産物を使用したメニューを開発し、県内企業等において提供してもらうことで、地産地消の推進を図る。

※県が創設した「福岡県ワンヘルス認証制度」に則し、食の安全・安心や環境への配慮などワンヘルスの理念に沿って生産・販売されていることが認証された農林水産物

2 委託業務内容

- (1) 委託事業名 社食や飲食店と連携した地産地消推進事業に係る業務委託
- (2) 委託期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで
- (3) 委託業務内容

以下の業務を実施すること。各業務の詳細は別紙1及び2のとおり。

- ア 社食を活用した地産地消推進
- イ ふくおか地産地消応援の店におけるワンヘルス認証農林水産物の活用推進

3 秘密の保持

受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

また、委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「保有個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

4 委託における著作権等の取扱い

- (1) 本業務により制作された成果物のすべての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、発注者に帰属する。
- (2) 納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の責任は、受注者が負うものとする。
- (3) 受注者は発注者及び発注者が指定する第三者に対して著作権者人格権を行使しないこと。

5 業務報告

委託業務完了後、速やかに完了報告書を提出すること。

6 その他

- (1) 契約にあたっては、提案内容をもとに両者協議の上、最終仕様を決定する。
- (2) 業務の各過程において、県と十分な協議を行い、その指示に従うこと。
- (3) 本業務の遂行に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- (4) 委託料には、業務に係る経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、謝金、保険料、開発支援金等）の一切を含む。
- (5) 受注者は、報告書等の提出を求められた場合は速やかに提出すること。
- (6) 県産農林水産物やワンヘルス認証農林水産物の情報は県から提供できること。

仕様書本紙2 (3) ア「社食を活用した地産地消推進」に関する仕様書補足資料

1 実施概要

給食事業者や生産者と連携して県産農林水産物を使用した社食メニューを開発し、県内企業において提供してもらうことで、地産地消の推進を図るもの。

2 業務内容

(1) 連携する給食事業者等

事業者数は以下のとおりとし、対象となる事業者は県が選定するものとする。

- ・県内企業の社食を運営する給食事業者 最大3事業者
- ・県内企業に設置型社食（※）のサービスを提供している事業者 1事業者
※オフィス内にサラダやフルーツ、惣菜など、事業者から定期的に届けられる商品を保存する冷蔵庫を設置し、従業員が商品を自由に購入できるサービス。

(2) メニューの開発支援及び連絡調整

以下の内容を実施すること。

- ・地産地消メニュー及び商品（以下「地産地消メニュー等」という。）に使用する県産農林水産物の提案
- ・(1)の事業者と県産農林水産物の仕入先となる生産者等とのマッチング、生産者等からの食材情報の収集、食材の手配調整
- ・地産地消メニュー等の開発・提供の進捗管理
- ・その他、地産地消メニュー等の開発・提供の実現のために必要な業務

※メニューに使用する県産農林水産物や仕入先は、事業者及び県と協議の上決定すること。

※開発する地産地消メニュー数は、1事業者当たり3メニュー程度を想定。

(3) 開発費等の支払い

(1)の事業者に対し、地産地消メニュー開発等に係る支援金を支払うこと。支払う金額については以下のとおりとする。

- ・県内企業の社食を運営する給食事業者 1事業者当たり 最大30万円
- ・県内企業に設置型社食のサービスを提供している事業者 最大120万円

(4) PR資材の作成

受注者は、地産地消メニュー及び県産農林水産物のPRのため、ポスター、リーフレット等を作成し、地産地消メニューを導入する企業に配架すること。

※企業数は10～15社程度を想定。

(5) 食育・地産地消イベントの実施

ア 地産地消メニューを導入する企業の従業員等を対象に、食育・地産地消イベントを1回以上実施すること。

(イベント例) 社員食堂における地産地消マルシェ、県産農林水産物を使用した社員向けの料理教室等

イ 運営に当たっては、以下の内容を実施すること。

- ・会場手配、会場設営、必要な機材等の手配

- ・当日の進行、運営

- ・その他、イベントの遂行に必要な業務、経費の支払い

※イベント内容については、受注者の提案をもとに企業及び県と協議の上決定する。

別紙2

仕様書本紙2（3）イ「ふくおか地産地消応援の店におけるワンヘルス認証農林水産物の活用推進」に関する仕様書補足資料

1 実施概要

ふくおか地産地消応援の店において、ワンヘルス認証農林水産物を使用したメニューを開発・提供してもらうことで、ワンヘルス認証農林水産物の認知度向上を図るもの。

2 業務内容

(1) 対象店舗の選定

受注者は、県と協議の上、ふくおか地産地消応援の店の中から、メニュー開発・提供店舗を10業者程度選定するものとする。

(2) 対象店舗との連絡調整

受注者は、対象店舗で開発メニューをPR販売できるよう各店舗と連絡調整を行うこと。なお、メニューの開発及び使用するワンヘルス認証農林水産物のPR資材の作成や情報発信は各店舗が行う。

※PR販売の実施時期については、対象店舗及び県と協議の上決定すること。

(3) 食材の手配調達

受注者は、対象店舗及び県と協議した上で、使用するワンヘルス認証農林水産物を決定し、仕入先との調整を行うこと。なお、食材の仕入れは、各店舗が行う。

(4) 開発費等の支払い

受注者は、対象店舗に対し、メニュー開発及びPR販売に係る支援金として1業者につき上限10万円を支払うこと。ただし、複数のメニューを開発し販売した業者については、県と協議の上、実績に応じ支援金を上乗せすることができるものとする。

(5) 対象店舗への誘客のための広報・宣伝

受注者は、対象店舗への誘客のため、効果的な広報・宣伝を行うこと。